

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

March 2025

The better the question.
The better the answer.
The better the world works.



EY Taiwan JBS NEWSLETTER - March 2025 -

台湾におけるCFC税制

▶ はじめに

経済のグローバル化によって、営利事業者の被支配外国法人（Controlled Foreign Company, CFC）に関連する税制は、多国籍企業が直面する重要な税務上の検討事項となっています。海外子会社を通じた租税回避を防ぐため、各国の政府は積極的に税制を変更し、国境を超える所得の動きに対して管理・監督を強化しようとしています。これらの状況は、企業の事業運営体制や税務戦略における検討事項となり、場合によっては重要な影響をもたらします。

今月のJBS NEWSLETTERでは、台湾で事業活動を行う企業が、最新のCFCの規定と情報を理解できるよう、CFCに関連する法令規定を紹介するとともに、事例による計算方法を含めて説明をします。

台湾におけるCFC税制の重要なポイントを把握することで、グローバルの税務環境の変化に対する有効な対応の一助となれば幸いです。

■ 今回お伝えしたいポイント

- 台湾におけるCFC税制の概要
- CFCの識別方法
- 免除規定
- 合算課税所得の計算及び二重課税の排除
- 提示すべき書類及び罰則

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なく申し付けください。

台湾におけるCFC税制



台湾におけるCFC税制の概要

CFC税制の立法趣旨

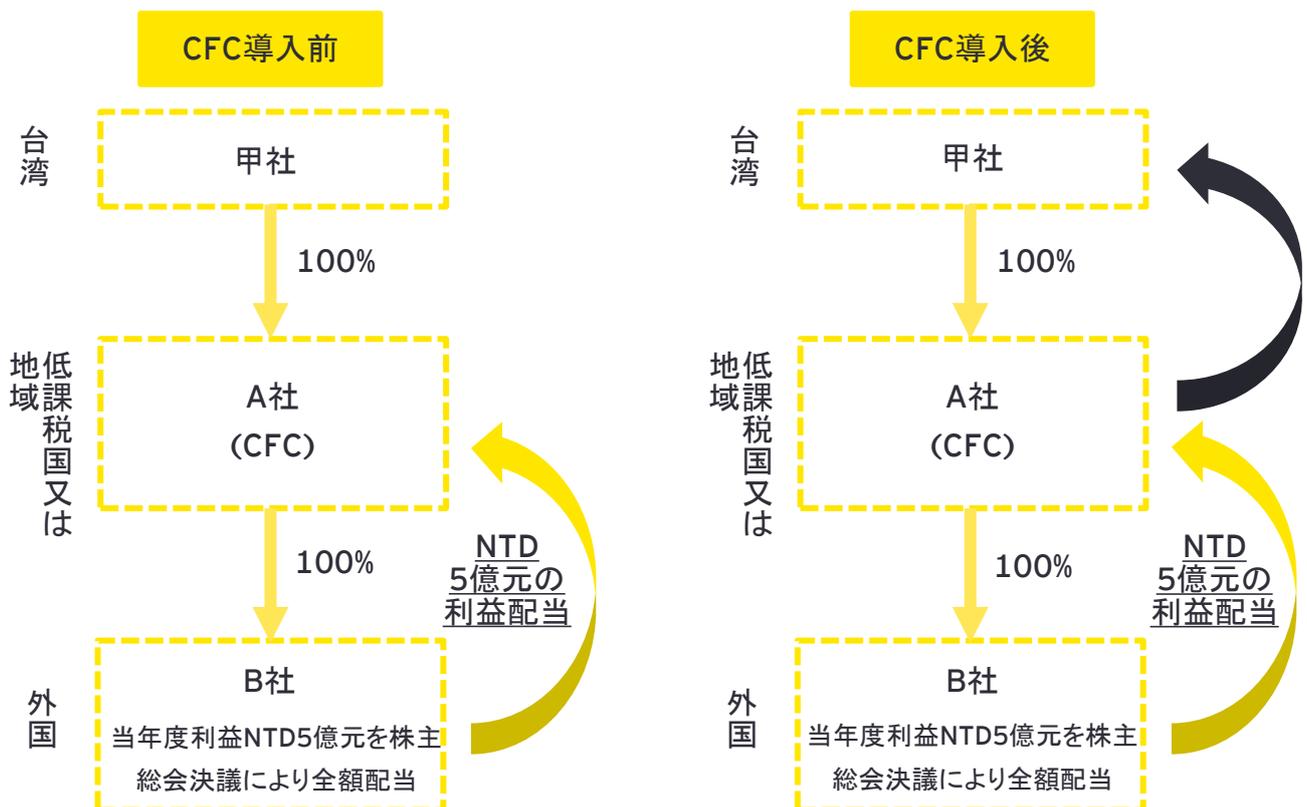
- 台湾では、2016年7月27日に所得税法第43の3条が追加・公布される形で被支配外国法人（Controlled foreign company、以下、「CFC」とします）に対する税制が整備されました。これは、営利事業者が、低課税国又は地域に設立された実質的な事業運営活動がなされないCFCを通じて、持分の保有による支配又は実質的な支配により当該CFCの利益分配方針に影響を与え、本来、台湾の営利事業者に帰属すべき利益を留保させ分配をしないことで台湾における納税義務を回避する可能性があることに鑑み、租税の公平性の維持、及び営利事業者によるCFCを通じた租税回避を防止することが目的となっています。

CFC税制の法律根拠

- 営利事業者に対して適用されるCFC税制の法令規定は所得税法第43の3条であり、これに加えて、「営利事業者の被支配外国法人の所得認識の適用方法（中文：營利事業認列受控外國企業所得適用辦法）」が公表されています。

CFC税制導入前後の比較

- 導入前：甲社は、低課税国又は地域に設立されたCFC（A社）を通じて、B社が分配した利益をCFCに留保し分配しないことで、甲社が納付すべき営利事業者所得税を回避することが可能でした。結果として、甲社の税負担はNTD0元となっています。
- 導入後：所得税法第43の3条の規定によって、A社はCFCに該当し、甲社はCFCの当年度の利益について、その直接持分比率に応じてCFC投資に係る収益を認識する必要があります。この結果、甲社の税負担はNTD1億元（=NTD5億元×100%×税率20%）となります。



台湾におけるCFC税制



CFCの識別方法

CFCの認定基準

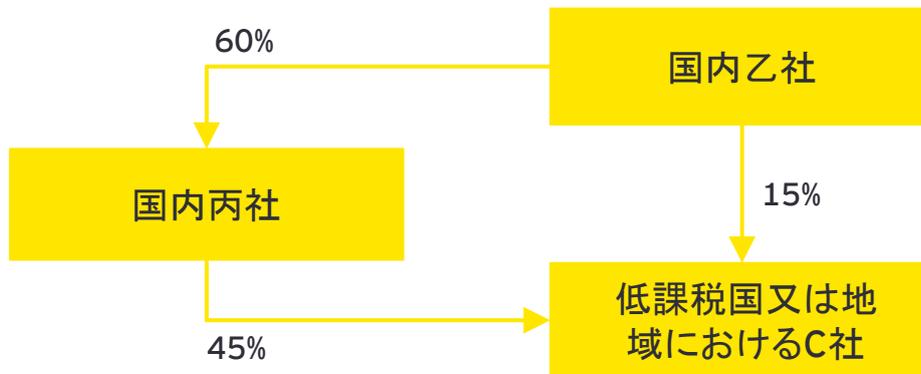
- 営利事業者及びその関係会社が直接又は間接的に保有している中華民国外の低課税国又は地域（注1：以下、「タックスヘイブン」とします）における関係会社の持分又は資本金が合計で50%に達する場合、あるいは当該タックスヘイブンにおける関係会社に対して重要な影響力を有する場合、当該タックスヘイブンにおける関係会社はCFCとされます。

注1：タックスヘイブンとは、関係会社が所在している国や地域に以下のいずれかの状況がある場合を指します。

- 関係会社が所在している国や地域の営利事業所得税（いわゆる法人所得税）又は実質的に類似する租税の法定実効税率が、台湾所得税法第5条第5項第2号に定められる税率の70%を超えていない場合（つまり現行の台湾の税制に基づく14%を超えない場合）。
- 関係会社が所在している国や地域は国内源泉所得のみに課税を行い、国外源泉所得について課税しない、あるいは実際に国内に送金してから初めて課税される場合。

CFCの持分保有による支配及び実質的な支配の認定並びに関係会社の認定に係る事例①

乙社はC社の15%の持分、丙社の60%の持分を直接保有しており、丙社はC社の45%の持分を直接保有している。C社は乙社のCFCに該当するか？



回答：

- 乙社はC社の15%を直接保有しています。
- 乙社は丙社を通してC社の持分を間接的に保有しています。乙社が保有している丙社の持分が50%を超過しているため、丙社によるC社持分の間接的な保有を計算する際は、丙社が保有しているC社の持分45%で計算するものとします。
- 乙社が保有しているC社の持分比率 = 直接持分15% + 間接的な持分45% = 60% \geq 50%となり、C社は乙社のCFCに該当します。

台湾におけるCFC税制

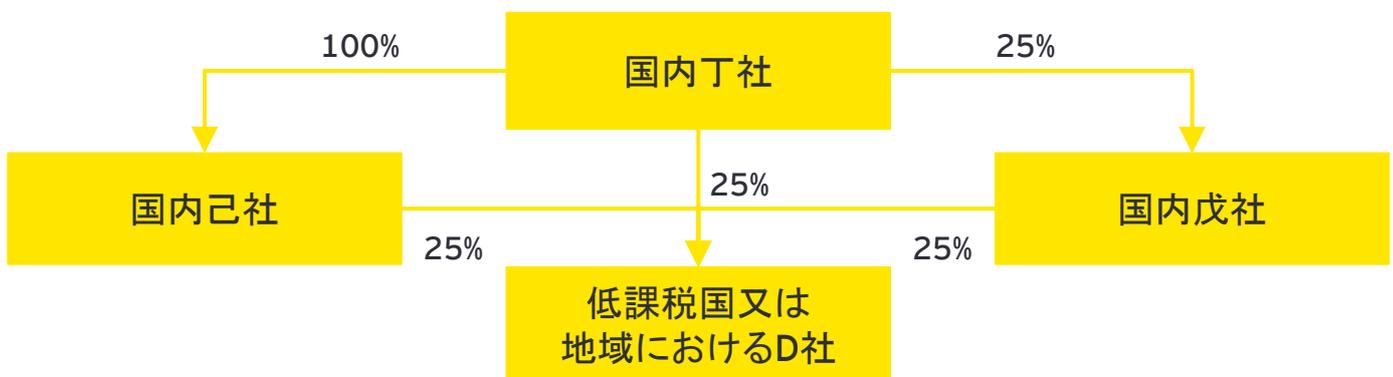


CFCの識別方法(続)

CFCの持分保有による支配及び実質的な支配の認定並びに関係会社の認定に係る事例②

- 関係会社が保有している営利事業者の持分や資本金の比率が50%を超える場合、当該関係会社が直接又は間接的に保有している低課税国又は地域における関係会社の持分や資本金の比率は合算するものとされています。

丁社は、D社、己社及び戊社の持分をそれぞれ25%、100%及び25%直接保有しており、己社がD社の25%の持分を直接保有しており、戊社がD社の25%の持分を直接保有している。
D社はそれぞれ丁社、己社、戊社のCFCに該当するか？



回答:

① D社は丁社のCFCに該当するか？

丁社が保有しているD社の持分比率＝直接持分25%＋間接持分31.25%【関係会社己社を通じた間接持分25%＋関係会社戊社を通じた間接持分6.25%(25%×25%)】＝56.25% \geq 50%。したがって、D社は丁社のCFCになります。

② D社は己社のCFCに該当するか？

Step1. 己社はD社の25%を直接保有しています。また、丁社は己社を100%保有しているため、丁社が直接保有しているD社の持分25%及び戊社を通して間接的に保有しているD社の持分6.25%(25%×25%)は合算する必要があります。

Step2. 己社が保有しているD社の持分の比率＝直接持分25%＋関係会社丁社の持分31.25%【直接持分25%＋間接持分6.25%】＝56.25% \geq 50%。したがって、D社は己社のCFCになります。

③ D社は戊社のCFCに該当するか？

Step1. 戊社はD社の25%を直接保有しています。また、丁社は戊社の25%(50%未満)を保有しているため、丁社が直接及び間接的に保有しているD社の持分は合算する必要がありません。

Step2. 戊社が保有しているD社の持分比率＝直接持分25% $<$ 50%。したがって、D社は戊社のCFCではありません。

台湾におけるCFC税制



免除規定

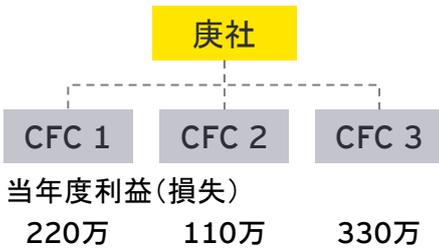
CFCの免除条項

- CFCが現地で実質的な事業活動を行っている場合、あるいは当年度の利益がNTD700万元以下である場合、当該CFCの事業利得はCFC条項を適用する必要がありません。
- 実質的な運営活動とは、同時に以下の要件を満たす必要があります：
 1. 設立登記地において固定した営業場所を有する
 2. 従業員を雇用して現地で実際に業務を運営している
 3. 受動的収益が実質的な事業運営収益に占める比率<10%
- 「受動的収益が実質的な事業運営収益に占める比率<10%」とは、当年度の投資収益、配当、利息、ロイヤリティ、賃貸収益、及び資産売却益（利益のみを含み、損失は含まない）の合計額が売上収益純額及び営業外収益の合計額に占める比率が10%を下回ることを指します。
- ただし、以下の場合は計算に算入しません。
 - 海外支店に関連する収益及び所得に該当する場合
 - CFCが現地で自ら無形資産を開発・創出し、他人の使用に供することにより発生したロイヤリティ、賃貸収益、売却益など
 - 台湾主管機関が許可した銀行業、証券業、先物及び保険業の本業に関連する収益

事例による説明

庚社が保有している被支配外国法人CFC1、CFC2及びCFC3の持分比率がそれぞれ100%、67%及び83%であると仮定します。

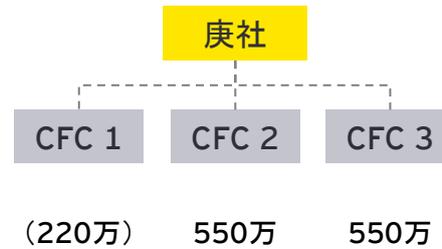
ケース1:



- CFC単体の利益はいずれも700万以下
- 全てのCFCの利益／損失の合計額：660万 < 700万

■ 庚社はCFC税制に基づき当期において投資収益を認識して納税する必要がありません（営利事業所得税確定申告書B7に申告・開示するのみ）。

ケース2:



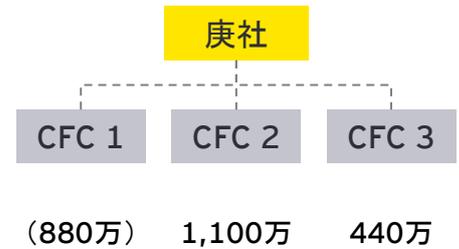
- CFC単体の利益はいずれも700万以下
- 全てのCFCの利益／損失の合計額：880万 > 700万

■ 庚社は当期においてCFC2及びCFC3の投資収益を認識して、納税する必要があります。

■ 将来10年以内に欠損控除を利用するために、庚社はCFC1の損失を期限内に申告し、かつ会計士の監査を受ける必要があります。

ケース3:

単位:NTD元



- CFC2の利益が700万を超過している
- 全てのCFCの利益／損失の合計額：660万 < 700万

■ 庚社は当期においてCFC2の投資収益を認識して、納税する必要があります。

■ CFC3の当年度の単体利益が700万以下で、庚社の全てのCFCの当年度利益及び損失の合計額が700万を超過していないため、庚社はCFC税制に基づきCFC3の投資収益を認識する必要がありません。

■ 将来の10年以内に欠損控除を利用するために、庚社はCFC1の損失を期限内に申告し、かつ会計士の監査を受ける必要があります。

台湾におけるCFC税制



免除規定(続)

免除規定に係る留意事項

- CFCを複数設立することでNTD700万元という免除条件の回避を図ることはできません。
- 当年度の利益がNTD700万元の基準値に未達の場合、CFC税制に基づき当年度において直ちに納税する必要はありませんが、申告する必要があります。
- CFCの損失を将来10年以内に所得からの控除に使用したい場合は、期限内に申告し、かつ会計士の監査を受ける必要があります。
- 実質的な事業運営という免除条件に合致した場合は、NTD700万元の金額基準値の計算に算入する必要はありません。



合算課税所得の計算及び二重課税の排除

CFC合算課税所得の計算

- 合算課税所得 = (CFCの当年度利益 - 法定利益準備金又は分配が制限される項目 - CFCの過年度の徴税機関により確定された各期の損失の当期控除額) × 営利事業者の直接保有比率で、保有期間により加重平均で計算します。
- 事例による説明:

E社は低課税国又は地域にあり、国内の辛社がY1年3月1日にE社の80%の持分を取得しており、E社は国内辛社のCFCであり、E社の当年度利益がNTD4,500万元で、E社の所在する国又は地域の法律の規定により積み立てた法定利益準備金がNTD450万元である場合、辛社が認識すべきE社の投資収益は以下のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{合算課税所得} &= (\text{NTD4,500万元} - \text{NTD450万元} - \text{NTD0元}) \times 80\% \times 306\text{日} / 365\text{日} \\ &= \text{NTD2,716万元} \end{aligned}$$

二重課税の排除

- 営利事業者が実際にCFCの配当や利益の分配を受ける際、既にCFC税制に基づき投資収益を認識し、課税された部分については再計上及び課税されることはありません。
- 海外税額控除の規定:
 - 営利事業者が実際にCFCの配当や利益の分配を受けた場合、その所得源泉地の税法の規定により納付した所得税は、投資収益を認識する年度の申告期間が満了した日の翌日から5年以内に、当該投資収益を認識する年度の納付すべき税額から控除する、あるいは還付を申請することができます。
 - 営利事業者が分配を受けた上記の配当や利益が中国大陸地区の再投資事業から分配された投資収益に由来する場合、その中国大陸地区において納付した配当又は利益の所得税、及び第三地区において納付した法人所得税及び配当や利益の所得税は、上記の所定期限内に、当該投資収益を認識する年度の納付すべき税額から控除する、あるいは還付を申請することができます。
 - 上記の控除額は、当該投資収益を加算することで台湾の適用税率により計算して増加した納付すべき税額を上回ることはできません。

台湾におけるCFC税制



合算課税所得の計算及び二重課税の排除(続)

二重課税の排除(続)

- 営利事業者によるCFC持分の売却:

処分損益=処分収益-当初取得原価-(処分日時点の当該CFCについて認識済の投資収益の残高(注2)×処分比率)

- 外国営利事業者が所得税法第43の3条における「CFC規定」及び同法第43の4条における「実質管理地(Place of Effective Management, 以下、「PEM」といいます(注3))」を同時に構成する場合、所得税法第43の3条第6項の規定によると、同法第43の4条におけるPEM規定を優先的に適用すべきで、CFC規定を適用しません。

ただし、PEM規定の施行日は行政院の決定を待っている状態のため、PEM規定が正式に施行されるまでは、CFC規定を適用することになります。

注2: 処分日現在の当該CFCに係る認識済の投資収益の残高=処分日現在の当該CFCに係る認識済の投資収益累計額-過去の各回の実際に分配された配当や利益で、分配を受領した年度に算入されなかった所得額-過去の各回の処分比率に応じて計算されたCFC投資収益の残高の減算金額。

注3:(1) PEMの立法目的は台湾企業がタックスヘイブンで設立・登記することで台湾の非居住者となり、租税を回避することを防止するためであり、適用対象は外国法律により設立されたものの、実質管理地が台湾境内にある営利事業者になります。

(2) PEMが台湾国内にある営利事業者とは、3つの条件を同時に合致するものを指し、台湾の営利事業者とみなされます。

- ① 重要な経営、財務及び人事の意思決定者が台湾境内に居住する個人である場合、又は本社機構が台湾境内にある営利事業者である場合、又は当該意思決定を行う場所が台湾境内にある場合。
- ② 財務諸表、会計帳簿や記録、董事会議事録、又は株主総会議事録の作成や保管場所が台湾境内である場合。
- ③ 台湾境内で実際に主要な事業経営活動を実施している場合。



台湾におけるCFC税制



提示すべき書類及び罰則

提示すべき書類

- 営利事業者が営利事業所得税の確定申告の実施にあたり添付すべき書類及び延期申請について
 1. 営利事業者及びその関係会社の構成図、年度決算日現在に保有している持分や資本金及び持分比率に係る資料。
 2. CFCの財務諸表の報告期間は営利事業者が規定により実施する確定申告が属する会計期間と一致させる必要があり、また、その所在する国や地域、又は台湾の公認会計士の監査を受ける必要があります。ただし、営利事業者がCFCの財務諸表の真実性を証明できる他の書類を有し、かつ営利事業者所在地の徴税機関により確認された場合は、当該書類を以て会計士により監査された財務諸表を代替することができます。営利事業者が期限内にCFCの関連書類を添付できない場合は、所得税確定申告期間が満了するまでに理由を説明して徴税機関に対して提出の延期を申請することができます(注4)。延期期間は最長6カ月を超過することができず、かつ1回のみとします。
 3. CFCの過去10年間の欠損控除表。
 4. CFCへの投資に係る収益認識表(実際に分配を受けたCFCの配当又は利益に係る控除額、処分比率により計算された処分日現在のCFCについて認識済の投資収益累計額の残高に係る控除額を含む)。
 5. 営利事業者が本方法第9条第3項における海外税額控除の規定を適用する場合は、所得源泉地の税務機関により発行される納税のエビデンスを提出する必要があります。ただし、所得源泉地が中国大陸地区である場合、その納税のエビデンスは台湾地区及び大陸地区の人民関係条例第7条に定められた機構や民間団体の認証を受ける必要があります。
 6. CFCの再投資事業の株主同意書又は株主総会議事録。
 7. CFCの再投資事業の減資による欠損填補(てんぼ)、合併、破産又は清算の証明書類。ただし、中国大陸地区の証明書類は、台湾地区及び大陸地区の人民関係条例第7条に定められた機構や民間団体の認証を受ける必要があります。
- 注4: 営利事業者は営利事業所得税確定申告書B7においてA9欄の「今回の申告に合わせて書類の提示の延期を申請する」を選択することができます。徴税機関により許可される場合は、確定書の送達の代わりに、公告方式により申請が許可されたことを記載します。

台湾におけるCFC税制



提示すべき書類及び罰則(続)

提示すべき書類(続)

- 営利事業者が徴税機関の調査時に備えるべき書類及び延期申請について

徴税機関の調査にあたって、以下の書類を備えることが必要であり、徴税機関の書面による調査書が送達された場合は、送達した日から1カ月以内に提示しなければならないとされています。期限内に提示できない場合は、期間満了までに理由を説明して徴税機関に対して提出の延期を申請することができるものとされていますが、延期期間は最長1カ月を超過することができず、かつ1回のみとなっています。

1. 営利事業者及びその関係会社の持分変動明細。
2. 低課税国又は地域以外の再投資事業に係る財務諸表。
3. CFCの規定に合致する関連の証明書類(例えば、会計士による意見書、固定営業場所の所有権の証明、賃貸借契約及び賃借料支払の原始証憑、CFCが現地で実際に事業を運営する従業員に支払う従業員給与支出の原始証憑、CFCの現地での実際の業務経営に関連する証明書類など)。
4. 本方法の第7条第1項から第4項に定められた計算方法の適用を選択した場合は、CFCが所在する国や地域、又は台湾の公認会計士により監査された、被支配外国法人が保有する金融商品(数量及び当初取得原価を含む)、評価(当年度の未実現評価損益及びその累計額を含む)及び処分(処分価格、処分日現在の帳簿価額を含む)の状況に関する監査報告書を提示しなければなりません。

罰則

- 営利事業者が規定により調査に供する関連する書類の提示を拒否した場合の罰則

租税徴税法第46条の規定によると、租税徴税機関又は財政部租税署により指定された調査員の調査を拒否した場合、又は関連する課税資料、書類の提示を拒否した場合、NTD3千元以上、NTD3万元以下の行政罰金を科すものとされています。

- 営利事業者によるCFC投資収益に係る申告が漏れた場合の罰則

営利事業者によるCFC投資収益に係る申告が漏れた場合は、所得税法第110条第1項から第3項の規定により罰則を受けるものとされています。

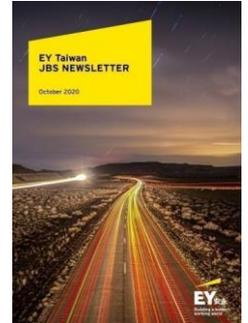
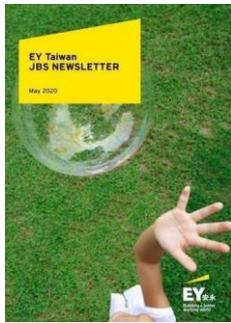
所得税法110条(第1項から第3項)の日本語参考訳

- 1項 本法の規定により既に確定、決算あるいは清算申告をした納税義務者に、本法の規定により課税所得として申告すべき所得金額に申告漏れあるいは過少申告の情状がある場合、申告漏れ税額に対して2倍以下の罰金に処す。
- 2項 納税義務者が本法の規定により自ら確定、決算あるいは清算申告をしなかった場合、徴税機関の調査により、本法に規定する課税すべき所得が発見された場合、法律により納付すべき税額を徴収し直す以外、追加徴収すべき税額に対して3倍以下の罰金に処す。
- 3項 営利事業者が奨励による免税或いは事業欠損により、益金の計上漏れ部分の金額を加算しても納付すべき税額がない場合、計上漏れがあった益金の金額に対して当年度に適用される営利事業所得税率で算出した金額に基づき、それぞれ前2項に規定する倍数の罰金に処す。ただし、その金額は最高でNTD9万元を超えず、最低でもNTD4千5百元を下回らないものとする。

JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2025年2月	個人に対するミニマムタックス税制～台湾における海外所得の申告・納税と留意事項～
2025年1月	企業に対するミニマムタックス税制～台湾における現行実務と最新動向について～
2024年12月	台湾における不動産税制～新旧税制比較と事例を踏まえて～
2024年11月	研修目的の台湾滞在に関連するよくある誤解と留意事項
2024年10月	営利事業者の解散、廃業、合併、譲渡時の決算・清算申告の要点
2024年9月	旅費、広告宣伝費及び交際費の定義と計上基準～事例を踏まえて～
2024年8月	期限内申告の重要性～申告の基本と過去の判例を踏まえて～
2024年7月	台湾における資本剰余金について～その応用と税務分析～
2024年6月	産業創新条例による投資租税優遇の基本事項と対応の整理
2024年5月	未処分利益の追加課税の申告に係る基本規定と留意事項
2024年4月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問～免税・控除額や各種優遇措置及び申告実務～
2024年3月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問及び外国特定専門人材の租税優遇の適用について
2024年2月	会計年度の変更に係る基本的対応及び留意事項

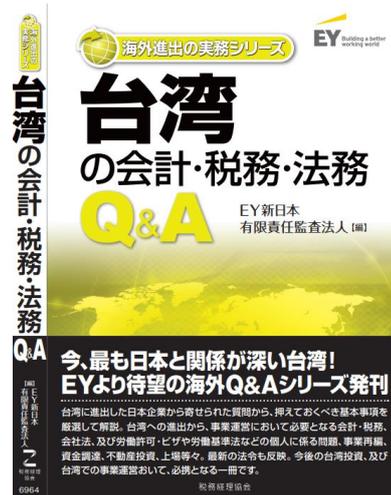
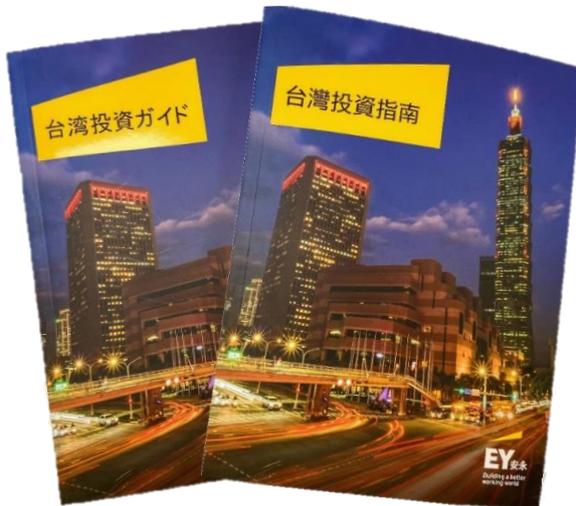
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

その他刊行物・セミナー

台湾に関連する書籍について



これから台湾に進出する場合や既に台湾に進出している場合に備えて、EY台湾より「台湾投資ガイド（日本語・中文）」、及びEY新日本有限責任監査法人より『台湾の会計・税務・法務Q&A』（税務経理協会、2024年）といった書籍を発売しています。



EY Taiwan JBS セミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2024年12月12日 2024年12月10日	台北（WEB同時配信） 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2024年8月22日 2024年8月20日	台北（WEB同時配信） 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2023年12月14日 2023年12月12日	台北（WEB同時配信） 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2023年8月2日 2023年7月28日	台北（WEB同時配信） 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長
02 2728 8876
michael.lin@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2728 8870
yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師
02 2728 8872
sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師
02 2728 8875
chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2728 8873
anna.tsai@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師
04 3608 8681
jimmy.hw.sun@tw.ey.com

吳文寶 執業會計師
07 9688 8990
ben.wu@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理
02 2757 8888 88867
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理
02 2757 8888 20652
naoki.mochigi1@tw.ey.com

川口 容平 協理
02 2757 8888 21191
yohei.kawaguchi2@tw.ey.com

竹之内 真美 經理
02 2757 8888 20821
takenouchi.mami@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、戦略、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young.
All Rights Reserved.

04470-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

